

5歳以上18歳未満の人の場合

1.次の病気や状態の人で、通院・入院している人

- ①慢性呼吸器疾患 ②慢性心疾患 ③慢性腎疾患 ④神経疾患・神経筋疾患 ⑤血液疾患 ⑥糖尿病・代謝性疾患
⑦悪性腫瘍 ⑧関節リウマチ・膠原病 ⑨内分泌疾患 ⑩消化器疾患・肝疾患等
⑪先天性免疫不全症候群、HIV感染症、その他の疾患や治療に伴う免疫抑制状態
⑫その他の小児領域の疾患(高度肥満、早産児、医療的ケア児、施設入所や長期入院の児、摂食障害)

2.新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師に認められた人

■接種券について

令和5年春開始接種の対象者で接種を希望する人は、接種券発行申請が必要となる場合があります。

※3回目、4回目又は5回目接種用の接種券を既に発送した人のうち、未接種の人はお手元にある接種券をそのままご使用ください。接種券を紛失した人は、コールセンター(☎0120-558-053)に電話するか保健センターに直接お越しください。※前回接種後に転入した人は、下記の内容にかかわらず接種券発行申請が必要です。

対象者	接種券発行申請要否
65歳以上の人	申請不要 ※市で接種日時・会場を指定した「新型コロナワクチン接種予約指定票」を接種券に同封して発送します(予約のキャンセルや変更をする場合は、必ずコールセンター(☎0120-558-053)にご連絡ください)。
基礎疾患を有する人等	次のいずれかに該当する場合を除き、申請が必要です。 1.初回接種時に基礎疾患を有するとして接種券の優先発送を受けた人 2.精神障害者保健福祉手帳を所持している又は自立支援医療で「重度かつ継続」に該当する人 3.療育手帳を所持している人 4.基礎疾患等を有するとして4回目接種券の発行申請を次の「接種券発行申請方法」のいずれかで行った人
医療従事者等	次に該当する場合を除き、申請が必要です。 ・医療従事者等に該当するとして4回目接種券の発行申請を次の「接種券発行申請方法」のいずれかで行った人

■接種券発行申請方法

次のいずれかの方法で申請できます。令和5年春開始接種を希望する人は、4月3日(月)～30日(日)までに申請してください。

電子申請する	電話で申請する	窓口で申請する
東松山市電子申請サービスで申請する。 ※申請にはメールアドレスが必要です。 ※最初の画面で「利用者登録せずに申し込む方はこちら」を選択してください。	東松山市新型コロナワクチン接種コールセンターに電話する。 ☎0120-558-053 ※通話料は発生しません。 受付：午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を含む) お掛け間違いが多くなっています。番号をよくお確かめの上お掛けください。	保健センターに来所する。 所在地：材木町2-36 受付：平日午前8時30分～午後5時15分

■接種券発送スケジュール

5月中旬から対象者に順次接種券を発送する予定です。具体的な接種券発送時期や予約方法などは、決まり次第ご案内します。

3 小児(5～11歳)接種

3月8日(水)から小児の追加接種に小児用オミクロン株対応ワクチン(ファイザー社製)が使用できるようになりました。市内の医療機関では、3月下旬からオミクロン株対応ワクチンを使用しています。

国の小児用オミクロン株対応ワクチン接種の方針(今後の国の方針により変更となる可能性あり)

対象者	初回接種(1・2回目接種)を終了した5～11歳 ※従来型ワクチンでの3回目接種の有無にかかわらず、8月31日(木)までの間に1人1回接種できます。また、基礎疾患を有する小児で、5月7日(日)までにオミクロン株対応ワクチンを1回接種した人は、8月31日(木)までの間にさらにもう1回接種できます。
接種間隔	前回接種から3か月以上

■ワクチンに関するお問合せ

健康推進課☎24-3921 22-7435

新型コロナウイルス感染症に関する情報

3月16日現在の内容です。内容について変更する場合があります。

新型コロナワクチン接種のお知らせ

1 新型コロナワクチン接種の実施期間の延長

令和5年3月31日(金)までとされていた新型コロナワクチン接種の実施期間が、令和6年3月31日(日)まで延長されました。接種の対象者で希望する人は、引き続き無料で接種が受けられます。

■令和5年度の接種予定

令和5年春開始接種(5～8月)で65歳以上の人など重症化リスクが高い人等を対象に1回接種を行い、また、令和5年秋開始接種(9～12月)で初回接種を完了している5歳以上の全ての人を対象に1回接種が行われる予定です。接種を希望する人は、国が推奨している時期に接種をご検討ください。

令和5年春開始接種の対象でない人は、5月8日(月)から8月31日(木)までの間はオミクロン株対応ワクチンの接種を受けることができませんので、接種を希望する人は4月中の接種をご検討ください。

また、初回接種を希望する人は、4月以降も引き続き従来型ワクチンの接種が受けられます。

2 12歳以上の接種

5月8日(月)から令和5年春開始接種(既にオミクロン株対応ワクチンを1回接種済みの人は2回目の接種、オミクロン株対応ワクチンを未接種の人は1回目の接種)が受けられるようになります。市内では、5月下旬から病院及びクリニックを中心に接種を行う予定です。対象となる人は、接種のご検討をお願いします。

国の令和5年春開始接種の方針(今後の国の方針により変更となる可能性あり)

対象者	初回接種(1・2回目接種)を終了した次の人 ※接種日時点年齢 ・65歳以上の人 ・65歳未満の人で基礎疾患を有する人や重症化リスクが高いと医師が認める人(以下「基礎疾患を有する人等」という) ・65歳未満の人で医療従事者及び高齢者施設・障害者施設等従事者(以下「医療従事者等」という)
接種間隔	前回接種から3か月以上
回数	1回
接種期間	5月8日(月)～8月31日(木) ※市内では、5月下旬から病院及びクリニックを中心に実施予定。
費用	全額公費(無料)
使用ワクチン	前回接種に用いたワクチンの種類にかかわらず、オミクロン株と従来株に対応した2価ワクチン(ファイザー社製又はモデルナ社製ワクチン)を基本的に使用します。なお、市内の医療機関で使用するワクチンはモデルナ社製が多くなる見込みです。

■基礎疾患を有する人等とは

18歳以上の人の場合

1.次の病気や状態の人で、通院・入院している人

- ①慢性の呼吸器の病気 ②慢性の心臓病(高血圧を含む) ③慢性の腎臓病 ④慢性の肝臓病(肝硬変等)
⑤インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
⑥血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く) ⑦免疫の機能が低下する病気(治療中の悪性腫瘍を含む)
⑧ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている ⑨免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
⑩神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等) ⑪染色体異常
⑫重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態) ⑬睡眠時無呼吸症候群
⑭重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している場合)

2.基準(BMI30以上)を満たす肥満の人

3.新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師に認められた人